

納付期限と振替納税のご利用について

確定申告による所得税および復興特別所得税の納期限は平成30年3月15日(木)です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税を是非ご利用ください。

振替納税を利用	振替日(平成30年4月20日(金))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に口座の残高をご確認ください。 *振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成30年3月15日(木)までに提出してください。 *振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。 *転居等により所轄税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要となります。 *インターネット専用銀行等の一部金融機関およびインターネット支店等の一部店舗では、振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。
現金で納付	現金に納付書を添えて、納期限(平成30年3月15日(木))までに金融機関(歳入代理店)または所轄税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署または所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。 *金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。
電子納税を利用	自宅やオフィス等からインターネット等を利用して納付できます。 詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。
クレジットカードで納付	インターネットを利用して専用のWeb画面から納付できます。 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

還付される税金がある場合の受取方法について

還付金の受取に振込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ)を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの(氏名のみの口座)をご利用ください。

*一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否については、あらかじめご利用のインターネット専用銀行にご確認ください。

確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならないのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、納税額の他に加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

一年間の所得金額と税額を正しく計算し、申告と納税を行ってください。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

年金受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がありません。

*この場合であっても、還付を受けるために確定申告書を提出することができます。

*確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、役場住民課住民税係(☎ (574) 2213)にお問い合わせください。



問合せ先 役場住民課住民税係 ☎ (574) 2213

所得税および復興特別所得税の確定申告は自分で作成してお早めに

平成29年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、平成30年2月16日(金)から同年3月15日(木)までです。

還付申告は、平成30年2月15日(木)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談および申告書の受付は行っておりません)。

ただし、一部の税務署では、2月18日と2月25日に限り、日曜日でも確定申告の相談および申告書の受付を行います。また、申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外受取箱への投函により提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、税務署におたずねください。

所得税および復興特別所得税の確定申告とは

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書は自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

*日本国内に住所を有しているか、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有している方(居住者)のうち非永住者以外の方は、所得が生じた場所が国内外を問わず、その全ての所得について所得税および復興特別所得税を納める義務があります。
*平成25年分から平成49年分までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。復興特別所得税は、平成25年分から平成49年分までの各年分の基準所得額に2.1%の税率を乗じて計算します。

申告書を作成するときは

申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

*還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます。当コーナーでは、給与所得者又は年金所得者の方向けの申告書作成画面をご用意しています。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

申告書の税務署への送付について

確定申告書を税務署に送付する場合は、「郵便物」(第一種郵便物)又は「信書便物」として送付してください。

確定申告書は「信書」に該当しますので、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

また、申告書はお早めに提出いただくとともに、送付により提出される場合には、必ず郵便又は信書便を利用されるようご留意願います。

*ゆうパック、EXPACK500、ゆうメール、ポスパケットでは、信書を送付することができません。詳しくは、日本郵便株式会社ホームページをご覧ください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年度分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバー(12桁)の記載及び本人確認書類の提示または写しの添付が必要になります。